

応募案内

(総合評価一般競争入札(郵便方式) 明石市役所新庁舎建設工事)

この応募案内は、総合評価一般競争入札(郵便方式) 明石市役所新庁舎建設工事の参加にあたり、必要な手続きや注意事項を記載したものです。参加の前に必ずお読みください。

1 関係法令

地方自治法、同法施行令、明石市契約規則その他指示事項（以下「関係法令」という。）を承知の上参加してください。なお、契約規則等は明石市ホームページ（入札コーナー）において示すとともに、財務室契約担当においても閲覧することができます。

2 虚偽記載の禁止

明石市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者が、総合評価一般競争入札(郵便方式) 明石市役所新庁舎建設工事に係る申請書類等に虚偽の記載をし、業務の契約相手方として不適当と認められるときは、明石市入札参加者等指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づき措置します。

3 参加申請書等の作成要領

参加申請書等の作成にあたっては、次の事項に注意してください。

(1) 参加申請者欄については、参加申請者の住所、商号又は名称、当該事務所の代表者職氏名（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）を記載し押印してください。

(1)の2 共同企業体として参加する場合は、参加申請書の参加申請者欄については、

〇〇〇・△△△特定建設共同企業体

代表構成員

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職指名

印

業者コード

代表構成員以外の構成員

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職指名

印

業者コード

と記載してください。

(2) 記載事項を訂正するときは、誤字に2重線を引き、上部に正書し、訂正箇所に押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。

(3) 工事費内訳書の作成にあたっては、必ず入札書と合致させてください。また、値引きの計上や端数処理により入札金額と合致させることは認めません。

(4) 記入に当たっては必ず黒色のペン又はボールペンを使用してください（黒色で印刷された参加申請書等及び黒色のスタンプの押された参加申請書等も可とします。ただし、いわゆる「消せるボールペン」は使用しないでください。）。なお、鉛筆書きは不可とします。

(5) 記入又は押印漏れ、内容の不備等がある場合には無効となるので十分にご注意ください。

4 郵送する前の最終確認

郵送する前に次の事項を十分に確認してください。なお、不備がある場合は無効となります。

また、提出方法については、明石市役所新庁舎建設工事入札説明書「8 審査に関する書類の提出」に記載していますので確認してください。

(1) 参加申請書等の送付封筒

参加申請書等の送付に使用する封筒には、別途指定の宛名シールを貼り付けてください。

- ① 工事名
- ② 業者コード
- ③ 参加申請者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名

(2) 総合評価一般競争入札参加申請書

- ① 日付（郵便局窓口持参日を記載）
- ② 参加申請者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）
- ③ 押印（業者登録で届出済みの印を使用）
- ④ 業者コード
- ⑤ 電話番号等の担当者の連絡先

(3) 入札書

- ① 工事名
- ② 入札金額（必ず頭に¥を記載すること）
- ③ 日付（審査に関する書類の受付終了日）
- ④ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）
- ⑤ 押印（業者登録で届出済みの使用印を使用）

(4) 工事費内訳書（表紙）

- ① 工事名
- ② 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（名簿に支店等で登録している場合には、必ずその支店長等の氏名で記名押印し、本社の代表取締役等の氏名では記載しないでください。）
- ③ 押印（業者登録で届出済みの使用印を使用）

(5) 工事費内訳書

正しく積算し、合計金額が入札金額と合致していること。

(6) 国税の滞納がないことを証する納税証明書（税額の証明ではありません。）

※ 発行日が**公告日以降**の日付のもの（写し（PDF形式を含む）でも可）

- ・ 個人の場合・・・その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）
- ・ 法人の場合・・・その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。）

(7) その他施工実績調書等の提出書類（ただし、提出を求めたものについてのみ同封すること。また、調書等の内容を証する書類の提出を求めた場合は、併せて同封すること。）

5 異議の申し立て

参加申請者は、総合評価一般競争入札（郵便方式）の実施後、この公告文含む入札説明書、設計図書及び関係法令等の総合評価一般競争入札（郵便方式）の条件不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできません。また、郵便事故等により参加申請書等が明石市に到達しなかったことに対

する異議を申し立てることはできません。なお、参加申請に係るすべての費用は参加申請者の負担となり、明石市に請求することはできません。

お問い合わせ先：明石市総務局財務室契約担当

TEL：078-918-5012

FAX：078-918-5153

E-mail：keiyaku@city.akashi.lg.jp